

## 介護サービス等の提供に係る事故報告処理基準

	平成18年 4月 1日制定	高齢障害課長決裁
一部改正	平成20年 4月 1日改正	高齢障害課長決裁
一部改正	平成23年 4月 1日改正	高齢障害課長決裁
一部改正	平成24年 4月 1日改正	高齢福祉課長決裁

### 1 目的

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び施設サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）が防府市の区域内において実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、介護サービスの質の向上と安心してサービス利用ができるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として、市への事故報告の手続きを定める。

### 2 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則として次の各項のいずれかに該当するときとする。

- (1) 利用者に対する介護サービス等の提供など業務遂行により発生した重体、重傷等（一週間程度以上の入院を伴う骨折等を目安とする）又は死亡事故

転倒、転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む）又は一週間程度以上の入院した場合ただし、擦過傷や打撲等の比較的軽度な怪我は除く

各事業者側の責任や過失の有無を問わない事故、又は利用者の自己責任及び第三者の過失による事故（利用者同士のトラブル、無断外出、交通事故等）

送迎・通院等のサービス提供時における事故

警察、消防等に通報した事故

- (2) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故  
(3) 従業員の法令違反・不祥事等利用者の処遇に影響があるもの（利用者からの預かり金の横領等）  
(4) その他、介護保険事業運営上、保険者に報告する必要があると認められる事故

### 3 報告事項

報告は、事業者が次に掲げる事項について行うものとする。なお、書式については、報告事項が明記されていれば問わない。

- (1) 報告年月日  
(2) 指定事業所名、所在地、管理者名、電話番号及び報告者名  
(3) 利用者の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、被保険者番号、要介護度  
(4) 担当介護支援専門員の氏名  
(5) 事故発生年月日、事故発生場所、事故概要（事故発生時の対応・経過）、事故発生要因

- ( 6 ) 利用医療機関名、担当医師、診断名、入院の有無、治療の概要
- ( 7 ) 家族への連絡状況（連絡日時、連絡者名、連絡を受けた家族の氏名及び続柄）
- ( 8 ) 事故後の状況（利用者の経過及び現況、再発防止に関する対応・改善策、損害賠償等の状況等）

#### 4 報告の手順

事業者は、利用者に対する介護サービス等の提供により事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び担当の居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、防府市健康福祉部高齢福祉課に任意様式（上記報告事項が記載されたもの）により、事故発生、事故処理の経過について具体的に報告する。

ただし、緊急性の高いものは、第一報を電話で行い、その後速やかに報告すること。

#### 5 報告書の提出先

防府市健康福祉部高齢福祉課 介護給付係			
住 所	〒747-8501	防府市寿町7番1号	
電 話	0835-25-2128	F A X	0835-27-0098
E-mail	<a href="mailto:kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp">kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp</a>		

#### 6 法的根拠

- ( 1 ) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ( 2 ) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- ( 3 ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- ( 4 ) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ( 5 ) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- ( 6 ) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- ( 7 ) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- ( 8 ) 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ( 9 ) 指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

#### 7 実施時期

平成18年4月1日から実施する。